

広島県避難所開設・運営訓練手引き
「運営に必要な各種活動の理解」教材

避難者 健康支援

**避難所生活で
どんな健康支援が必要ですか？**

要配慮者の環境整備



要配慮者対応の訓練の様子（中通地域交流センター）

■具体的な取組み

- 救護・介護支援体制づくり
- 避難者の健康管理
- 要配慮者の確認
- 要配慮者への緊急的な対応
- 要配慮者支援体制づくり
- ニーズの把握と支援

■対応のポイント

- 避難者の健康的に生活できるように、**負傷者や体調不良者等の応急処置や体制づくり、健康管理のための取組み**を実施
- 避難者の管理を行う担当者等と協力して、**受付名簿で要配慮者を把握**
- 直接、要配慮者本人から、**どんな支援や対応が必要かを聞きとる**
- 食料・物資の管理を行う担当者等と協力して、**必要な物資を調達**
- 避難所で対応できない場合は、市町職員に相談し、**専門的な機関や専門家に対応をつないでいく**

救護・介護支援体制づくり について

⑤避難者健康支援班がすること

避難者健康支援班は避難所運営において、「避難者の健康支援」「要配慮者支援体制づくり」「要配慮者の生活支援」「定期的な見回り」を行うことが主要な役割になります。

そのために、具体的には下記5つの業務を実施します。

1.体制の構築

2.救護・介護支援体制づくり

3.避難者の健康支援

4.要配慮者支援体制づくり

5.要配慮者の生活支援

定期的な班会議を行うなどして、要配慮者支援班内での情報共有をしっかりと行いましょう！

広島県『避難所開設・運営マニュアル』
(標準版) p75～76

2. 救護・介護支援体制づくり



益城町立広安小学校の救護所の様子（熊本地震）
出典：熊本災害デジタルアーカイブ／提供者：三重県いなべ市



負傷者への応急処置の様子
（落合小学校）

避難者の健康管理 について

⑤避難者健康支援班がすること

避難者健康支援班は避難所運営において、「避難者の健康支援」「要配慮者支援体制づくり」「要配慮者の生活支援」「定期的な見回り」を行うことが主要な役割になります。

そのために、具体的には下記5つの業務を実施します。

1.体制の構築

2.救護・介護支援体制づくり

3.避難者の健康支援

4.要配慮者支援体制づくり

5.要配慮者の生活支援

定期的な班会議を行うなどして、要配慮者支援班内での情報共有をしっかりと行いましょう！

広島県『避難所開設・運営マニュアル』
(標準版) p77

3. 避難者の健康支援



避難所での運動のススメ例

出典：熊本災害デジタルアーカイブ／提供者：熊本県



避難者の体操の様子

出典：熊本災害デジタルアーカイブ／提供者：西原村

トイレの後や食事の前は 手洗いや手指の消毒を しましょう！

目に見えない病原菌やウイルスが、手指から体の中に入ること、感染症等を発症する原因になります。
トイレの後と食事の前には、特に念入りに手洗いや手指の消毒をすることで、感染症等を防ぐことができます。

正しい手の洗い方

手洗いの前に

- 爪は短く切っておきましょう
- 時計や指輪は外しておきましょう



流水でよく手をぬらした後、石けんをつけ、手のひらをよくこすります。



手の甲をのほすようにこすります。



指先・爪のすきを念入りにこすります。

感染症対策の呼びかけのチラシ例

出典：広島県「避難所開設・運営マニュアル（標準版）」



要配慮者への見守りの様子

出典：熊本災害デジタルアーカイブ／提供者：御船町

要配慮者支援体制づくり について

⑤ 避難者健康支援班がすること

避難者健康支援班は避難所運営において、「避難者の健康支援」「要配慮者支援体制づくり」「要配慮者の生活支援」「定期的な見回り」を行うことが主要な役割になります。

そのために、具体的には下記5つの業務を実施します。

1.体制の構築

2.救護・介護支援体制づくり

3.避難者の健康支援

4.要配慮者支援体制づくり

5.要配慮者の生活支援

定期的な班会議を行うなどして、要配慮者支援班内での情報共有をしっかりと行いましょう！

広島県『避難所開設・運営マニュアル』
(標準版) p78

4. 要配慮者支援体制づくり

■ 要配慮者のための環境整備



要配慮者スペースでの環境整備例（左は乳幼児用、右は高齢者用）
（中通地域交流センター）

■ 要配慮者のための見守り体制



要配慮者への声掛けの様子
（左：熊野東防災交流センター、右：中通地域交流センター）

要配慮者の生活支援 について

⑤避難者健康支援班がすること

避難者健康支援班は避難所運営において、「避難者の健康支援」「要配慮者支援体制づくり」「要配慮者の生活支援」「定期的な見回り」を行うことが主要な役割になります。

そのために、具体的には下記5つの業務を実施します。

1.体制の構築

2.救護・介護支援体制づくり

3.避難者の健康支援

4.要配慮者支援体制づくり

5.要配慮者の生活支援

定期的な班会議を行うなどして、要配慮者支援班内での情報共有をしっかりと行いましょう！

広島県『避難所開設・運営マニュアル』
(標準版) p79～81

5. 要配慮者の生活支援

要配慮者のそれぞれの特性に応じた、配慮や支援が必要になります

困りごとを抱える方	困りごと	必要な配慮/支援(例)
肢体不自由者	避難所を安全に利用できない等	介助者や支援者の確保等
難病患者	特殊機器/受診を要する等	常時使用する医療機器や薬の調達等
視覚障害者	目視による状況把握ができない等	手すりの設置、障害物の撤去等
聴覚障害者	音声による情報が伝わらない等	印刷物で伝達、手話通訳者の確保等
高齢者	体調を崩しやすい等	声かけ・見守り等による健康状態の把握
妊産婦や乳幼児	素早い行動ができない、授乳等	介助者や支援者の確保等
外国人	コミュニケーションが困難等	ピクトグラムの活用、通訳の確保等
LGBTQ	トイレ・物資(衣類等)が男女別	多目的トイレの準備、サイズ別で分類

■ 中通地域交流センターの実施事例



避難者名簿による要配慮者の把握の様子



要配慮者への聞き取りの様子



避難所運営会議の様子



避難者対応の様子

質疑応答